

伊 監 第 2 6 号
令和 2 年 4 月 23 日
(2020 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 12 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

2 監査の対象部局

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

公平委員会事務局

固定資産評価審査委員会書記局

3 措置を講じた部局

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

4 監査の期間

令和 2 年(2020 年) 1 月 17 日～令和 2 年(2020 年) 3 月 25 日

5 監査結果提出日

令和 2 年(2020 年)4 月 14 日

6 措置の内容

別紙令和 2 年(2020 年)4 月 21 日付け伊健保健第 250 号、令和 2 年(2020 年)4 月 20 日付け伊選管第 42 号、令和 2 年(2020 年)4 月 17 日付け伊農委第 18 号の回答文書のとおりです。

伊健保健第250号

令和2年4月21日

(2020年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様



伊丹市長 藤原 保華



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

2 措置を講じた部局

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

4 監査の期間

令和2年(2020年)1月17日～令和2年(2020年)3月25日

5 措置の内容

別紙のとおり



監査結果に対する措置について

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 光熱水費実費弁償金の算定について</p> <p>伊丹市医師会事務所及び伊丹市医師会准看護高等専修学校の電気代については、保健センターの電気代を伊丹市と医師会との覚書による負担率で按分し、光熱水費実費弁償金として毎月収入しています。平成 31 年 4 月分から令和元年 12 月分までの電気代を確認したところ、11 月分（計算期間が 10 月 1 日から 31 日）以降の算定額が誤っていました。これは、計算式において、令和元年 10 月から変更された消費税率 10%を正しく反映していないことによるものでした。税率等制度変更がある場合、自動計算による事務処理については、誤りがないよう特に注意する必要があります。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行うとともに、今後は算定額の誤りがないよう適切な事務を行ってください。</p> <p>2 支出事務について</p> <p>(1) 単価契約による契約手続について</p> <p>乳幼児発達相談や乳幼児健診に係る理学療法士等派遣委託、医師派遣委託及び警備委託の業務については、単価契約の方法により、業務終了後、委託先からの請求に基づき、年間に複数回、委託料の支払を行っています。しかし、この支払の根拠となる単価契約の決裁が作成されておらず、単価の算定根拠が不明確な状態でした。</p> <p>今後、単価契約を行う場合は、契約の単価や</p>	<p>指摘いただいた件については、速やかに訂正し、精算処理を行いました。</p> <p>関係法令改正時には細心の注意を払いながら、今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>やむを得ず随意契約となる案件については、決裁において単価契約に必要な事項を明記するなど、単価の決定プロセスがより明瞭となるよう事務の改善に努めてまいります。</p>

監査結果に対する措置について

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>予定総支出額など単価契約に必要な事項を決裁により明確にし、契約手続が適正なものとなるようにしてください。</p>	

伊選管第42号
令和2年4月20日
(2020年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市選挙管理委員会
委員長 古結 眞晴



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

選挙管理委員会事務局

2 措置を講じた部局

選挙管理委員会事務局

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

4 監査の期間

令和2年(2020年)1月17日～令和2年(2020年)3月25日

5 措置の内容

別紙のとおり



監査結果に対する措置について

選挙管理委員会事務局

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 超過勤務手当の支給誤りについて</p> <p>選挙管理委員会事務局の平成 31 年 4 月から令和元年 12 月までの超過勤務命令伺書 26 件を確認したところ、超過勤務時間の計算誤りが 5 件、支給区分の誤りが 1 件あり、いずれも精算が必要でした。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行ってください。</p>	<p>超過勤務時間の計算誤り及び支給区分の誤りについては、4 月給与ですべて精算（追給・戻入）処理をいたします。今後は、適切な処理を行ってまいります。</p>



伊農委第18号
令和2年4月17日
(2020年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市農業委員会
会長 中西 良博



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

農業委員会事務局

2 措置を講じた部局

農業委員会事務局

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

4 監査の期間

令和2年(2020年)1月17日～令和2年(2020年)3月25日

5 措置の内容

別紙のとおり



監査結果に対する措置について

農業委員会事務局

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 日当の支給誤りについて</p> <p>旅費の日当については、市職員等の旅費に関する条例第7条及び市職員等の旅費に関する条例施行規則第4条に基づき、用務先の距離区分に応じて同条例別表に規定される額が支給されます。</p> <p>農業委員会事務局の平成31年4月から令和元年12月までの旅行（出張）命令書を確認したところ、日当が支給されていないものが1件ありました。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行ってください。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、確認の上、精算処理を行いました。</p> <p>今後は、基本となる点検体制を見直し、内容の確認を徹底するよう努めて参ります。</p>